

平成24年度
諫早市住宅用太陽光発電システム導入費補助金

－手続きの手引き－

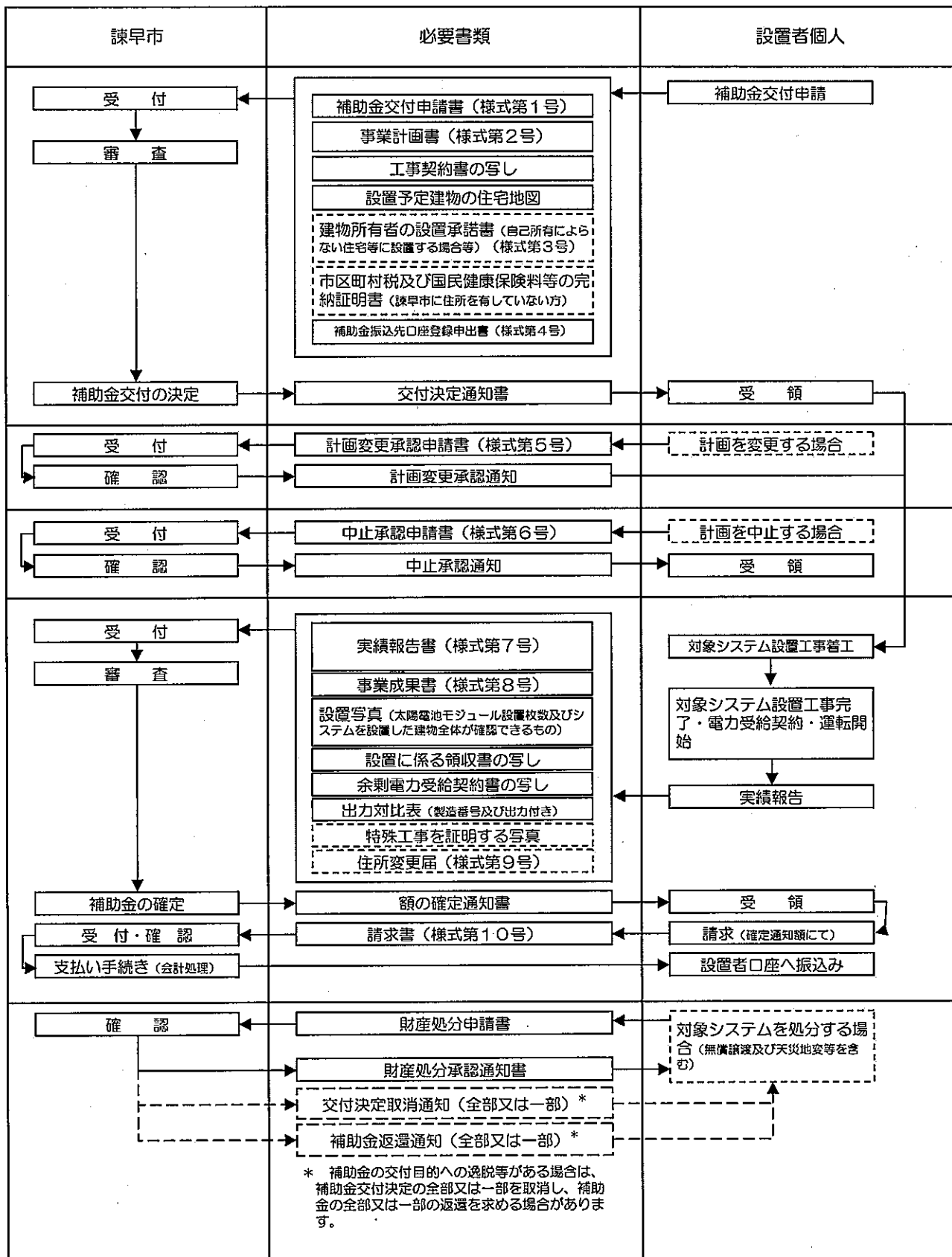
諫早市
市民生活環境部 環境政策課

目 次

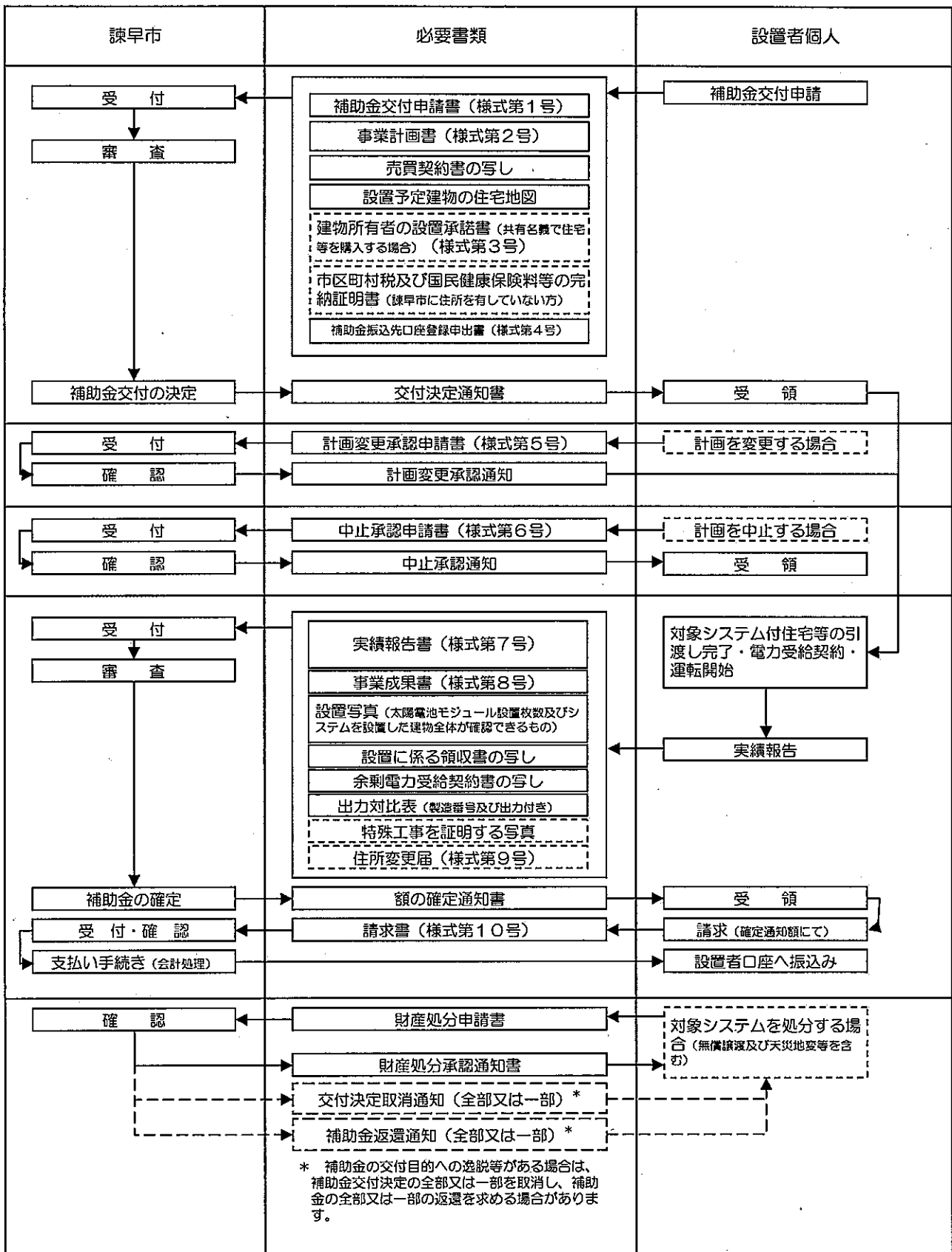
1.	手続きの流れ	P 1
2.	対象システム	P 3
3.	補助対象となる経費	P 3
4.	補助金の額	P 3
5.	補助対象者	P 3
6.	申請の方法	P 3
7.	対象システムの設置	P 4
8.	計画変更と中止	P 5
9.	実績報告	P 5
10.	補助金の額の確定及び支払	P 7
11.	市の現地調査等	P 7
12.	対象システムの管理及び処分の制限	P 7
13.	交付決定の取消及び補助金の返還	P 7
14.	協力要請	P 7

1. 手続の流れ

諫早市住宅用太陽光発電システム導入費補助金（一般用） フロー図



諫早市住宅用太陽光発電システム導入費補助金（建売用） フロー図



2. 対象システム

対象システム（補助の対象となる太陽光発電システム）は、一般社団法人太陽光発電協会内に設ける太陽光発電普及拡大センター（以下「J-PEC」という。）が行う住宅用太陽光発電導入支援対策費補助金の交付手続き等を定めた住宅用太陽光発電導入支援対策費補助金交付規程（J-PEC第0810-0007号。以下「J-PEC規程」という。）第4条の要件に適合するシステムとします。

*ただし、太陽電池モジュール・パワーコンディショナの補助対象機器を同時に設置する場合に限ります。

3. 補助対象となる経費

補助金交付の対象となる経費の範囲は、J-PEC規程第3条第1項の要件に適合する費用とします。

*補助対象となる経費以外の設備（バッテリー、表示機、給湯システム等）を設置することに差し支えありませんが、補助対象とはなりません。補助金交付申請書の「補助対象経費」には、補助対象となる経費のみ計上して下さい。

4. 補助金の額

補助金の額は、1件当たり6万円とします。

ただし、補助金の交付を受けることができる太陽光発電システムの基数は1世帯につき1基限りとします。

5. 補助対象者

補助金の交付を受けることができる方は、住宅等に対象システムを設置する方又は建売住宅供給者から対象システム付住宅等を購入する個人の方であって、次のいずれにも該当する方とします。

- 1) 市内に住所を有する方（実績報告書の提出期限までに市内に住所を有することとなる方を含む。以下同じ。）又は市内に住所を有していない単身赴任者等で、生計を一にする家族が市内に住所を有する方
- 2) 電力会社と電灯契約及び余剰電力の受給契約を締結できる方
- 3) 対象システムを設置する住宅等が自らの所有物でない場合は、書面による所有者の設置承諾を受けている方
- 4) 市区町村税、国民健康保険料（国民健康保険税及び後期高齢者医療保険料を含む）及び児童福祉費負担金（保育料）を完納している方
- 5) 過去に当補助金の交付を受けていない方

*住宅等とは、専用住宅又は店舗・事務所等兼用住宅で常時居住するものとします。
ただし、共同住宅及び別荘その他の常時居住しないと市が認める建物を除きます。

6. 申請の方法

市は、申請の受付は先着順に行い、補助金交付申請書が提出された時点において、既に申請

に係る補助金の合計額が予算の範囲を超えたときは申請の受付を停止します。

申請者は、補助金交付申請書（様式第1号）に次の書類を添付して市環境政策課又は支所住民福祉課の窓口へ直接提出して下さい。

1) 住宅用太陽光発電システム導入事業計画書（様式第2号）

2) 設置承諾書（様式第3号）

* 添付する必要があるのは、自己の所有でない住宅等又は申請者以外の方との共有名義となる住宅等に対象システムの設置等を行う場合とし、申請者以外の建物所有者（共有者含む）全員分を添付して下さい。

* 住宅用太陽光発電システム導入事業計画書（様式第2号）の建物所有者氏名欄に、所有者全員の氏名を記載して下さい。

3) 補助金振込先登録申出書〔債権者登録申出書〕（様式第4号）

* 振込先口座は必ず申請者本人名義の口座を記載して下さい。

* 交付申請書に使用する印鑑と同一の印鑑を押印して下さい。

4) 工事請負契約書等の写し

* 住宅等に対象システムを設置する場合（「一般用」という。以下同じ。）は、工事請負契約書以外に売買契約書、注文書又は注文請書でも可とします。

* 建売住宅供給者から対象システム付住宅等を購入する場合（「建売用」という。以下同じ。）は、売買契約書とします。

* 原則として、工事請負契約書等に記載の工事開始予定日及び工事完了予定日（又は建物引渡し予定日）は、補助金交付申請書記載の工事着工予定日及び工事完了予定日（又は建物引渡し予定日）と同一であること。

* 工事請負契約書等に補助対象経費の記載がない場合や、工事請負契約書等に記載の工事開始予定日又は工事完了予定日（又は建物引渡し予定日）を変更せざるを得ない場合は、別途、工事請負契約書等と同じ捺印がされている補助対象経費が確認できる内訳書を提出して下さい。

5) 対象システムを設置する予定の建物の住宅地図

6) 本市以外の市区町村税及び国民健康保険料（国民健康保険税及び後期高齢者医療保険料を含む）を完納していることを証する書類

* 添付する必要があるのは、新築等による市外からの転入予定者や単身赴任者等で、申請時点で市内に住所を有していない方のみとし、現在お住まいの市区町村が発行したものを添付して下さい。

* 添付する必要があるのは、市区町村税及び国民健康保険料（国民健康保険税及び後期高齢者医療保険料を含む）のみとし、児童福祉費負担金（保育料）は添付する必要はありません。

7. 対象システムの設置

工事着工日又は建物の引渡し日は、市の交付決定通知書に記載された、交付決定日以降でなければなりません。

また、交付決定通知書を受け取った方（以下「補助事業者」という。）は、交付決定通知書

に記載された交付決定日から起算して、一般用については、既築の場合は原則として4ヶ月以内、新築の場合は原則として7ヶ月以内、建売用については原則として4ヶ月以内、又は平成25年3月29日（金）のいずれか早い日までに、設置工事又は建物引渡しを完了しなければなりません。

*対象システムは、補助事業者本人一個人のみの所有となる必要があります。

*工事着工日は、補助金交付の対象となる全部又は一部の工事に着工した日です。

*工事完了日及び建物引渡し完了日は、電力会社と対象システムの電力受給を開始した日です。

*交付決定を前提として、事前に電力会社に対し、系統連系の申し込みを行うことは、事前着手とはなりません。ただし、受給開始（予定）日について、工事着工予定日又は建物引渡し日を考慮して設定して下さい。

*工事完了又は建物引渡し完了が平成25年4月1日（月）以降となる場合は、当補助金の対象となりません。

8. 計画変更と中止

補助事業者は、対象システムの申請内容に変更が生じたとき、又は対象システムの設置を中止しようとするときは、市に対し必要書類（様式第5号又は様式第6号）を提出した上で、市の承認を受けて下さい。

次の項目に該当する場合は、計画変更申請が必要となりますので、あらかじめ様式第5号による計画変更承認申請書を提出し、市の承認を受けて下さい。

1) 期限内に対象システムの設置又は対象システム付住宅等の引渡しが完了しないとき。

2) 補助金交付申請書に記載した対象システムの太陽電池の最大出力を変更するとき。

3) 対象システムのメーカーを変更するとき。

*金額の変更が生じる場合は、金額変更が確認できる工事請負契約書等の写しを提出して下さい。

*変更後のシステムも、対象システムの要件に適合したシステムでなければ補助対象となりません。

9. 実績報告

補助事業者は、対象システムの設置が完了したとき又は対象システム付住宅等の引渡しが完了したときは、完了日から起算して30日以内又は平成25年3月29日（金）のいずれか早い日までに、実績報告書（様式第7号）に次の書類を添付して市に提出して下さい。

1) 住宅用太陽光発電システム導入事業成果書（様式第8号）

2) 住所変更届（様式第9号）

*新築等により補助金交付申請書に記載された住所が変更となっている方は提出して下さい。

3) 対象システムの設置状況を示す写真及び対象システムを設置した建物の全体写真

*写真はカラー写真又はカラー印刷にて提出して下さい。

*対象システムの設置状況を示す写真は、設置された太陽電池モジュールの全ての枚数

が確認できるものとして下さい。

* 写真により全ての枚数が確認できない場合は、補足として屋根との位置関係が分かるシステム配置図（立面図、伏図等）を添付して下さい。

* パワーコンディショナ（インバータ・保護装置）、接続箱、直流側開閉器、交流側開閉器及び補助対象外のもの（モニター等）の写真は必要ありません。

* 足場が写っている等工事中的の写真でも可とします。

4) 対象システムの設置に係る領収書の写し

* 領収書は、工事請負契約書等に基づいて支払いを行った金額（対象システムの設置費を含む）に対するものとします。

* 以下のいずれかの方法により、対象システムの補助対象経費が確認できる領収書を添付して下さい。

① 領収書の但し書き欄に対象経費を明記すること。

② 領収書内訳書を別途作成し添付する。ただし以下の内容を満たすこと。

イ) 領収書と同じ捺印がされているもの。

ロ) 領収書が連名の場合は、補助事業者個人が支払ったことが確認できるもの。

* 新築の場合や他の機器との同時設置の場合も、対象システムの設置に係る部分分かる領収書を添付して下さい（補助対象経費の金額を明記して下さい）。

* 「リース契約」による支払いは認めません。

* 銀行振込証は認めません。

5) 電力会社との余剰電力受給契約書の写し

* 電力会社の発行する「太陽光契約に関するお知らせ」等、契約を証明する書類の写しでも可とします。

* 電力会社の発行する「太陽光契約に関するお知らせ」等契約を証明する書類の写しにおいて受給開始（予定）日が、実績報告書記載の工事着工日より前となる場合は、電力受給開始日が確認できる電力会社発行の書類（検針票等）を添付して下さい。

6) 対象システムの出力対比表

* 設置した太陽電池モジュールが、J-P E C 規程第4条に定める、変換効率、性能を有し、未使用品であることが確認できる、メーカー又はメーカーを代行できる業者の発行する出力対比表（設置枚数分の製造番号と太陽電池モジュール出力が入っているもの）を提出して下さい。

* 出力対比表をメーカー又はメーカーを代行できる業者が発行する場合以外は、太陽電池モジュール梱包に同梱されている製造番号票の写しを添付して下さい。

7) 特殊工事のある場合、その内容を証明する写真

* 安全対策費については、設置した足場全体の写真を添付して下さい。

* 陸屋根防水基礎工事については、基礎部分の工事写真及び防水工事完了後の屋根全体の写真を添付して下さい。

① 穴あけ、掘削工事中写真

② 基礎防水処理工事中写真

③ 工事完成写真

*塩害対策工事については、塩害対策のために処置された部分の拡大写真を添付の上、対策内容を具体的に記載して下さい。

*幹線増強工事については、変更前と変更後の写真を添付して下さい。

①変更前：単相2線の引き込み線並びに屋内主回路遮断器の写真

②変更後：単相3線の引き込み線並びに屋内分電盤の写真（主回路遮断器が写る写真とすること）

10. 補助金の額の確定及び支払

市は、提出された実績報告書の内容の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者へ通知します。

補助事業者は、補助金の額の確定通知が届いた後、通知に記載の確定額により、速やかに請求書（様式第10号）を市に提出して下さい。

11. 市の現地調査等

市は、補助金の交付業務の適性かつ円滑な運営を図るため、必要に応じて補助事業者に対して報告を求め、又は現地調査等を行うことができるものとします。

12. 対象システムの管理及び処分の制限

補助事業者は、補助の対象となったシステムを法定耐用年数（17年）の期間、善良な管理者の注意をもって管理するほか、対象システムを補助金交付の目的以外に使用し、売却し、譲渡し、交換し、貸与し、廃棄し、又は担保に供するときは、市の承認を受けなければなりません。

*対象システムを処分した場合には、補助金の全部又は一部を返還しなければならないことがありますので注意して下さい。

13. 交付決定の取消及び補助金の返還

補助事業者が補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件、諫早市補助金等交付規則（平成17年規則第53号。）及び本補助金の交付要領その他法令等に違反した場合又は補助金を対象システムの設置以外の用途に使用した場合は、交付決定が取消され、補助金の全部又は一部を返還しなければなりませんので注意して下さい。

*補助金の返還を命じる場合には、補助金の受領の日から返還の日までの日数に応じて、当該補助金（その一部を納付した場合には、既納付額を控除した額）につき年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命じられます。

14. 協力要請

市は、事業効果の検証等を行うため、必要に応じて補助事業者に対して売電量及び買電量のデータの提供その他の協力を要請することができるものとします。